

持続化給付金の不正受給等に関する認識確認を行っています

中小企業庁では、法律事務所に委託して、持続化給付金の申請内容等に基づき、不正受給等に関する認識確認を進めています。

届いた認識確認の文書が真正なものか確認したい方は、受け取ったご本人から、長島・大野・常松法律事務所 持続化給付金不正受給等調査担当の連絡先（下記の FAX・電話番号）までご連絡ください。その際、本人確認のため、氏名、生年月日並びに連絡可能な連絡先（電話番号、メールアドレス及び住所）を明記の上、FAX (03-6889-8799) でご連絡いただくか、または、氏名・折り返し先の電話番号を述べた上で電話 (03-6889-8798、留守番電話対応) でご連絡ください。

個人情報等を聞き出す詐欺にご注意ください。

誤って受給した方は、速やかに返納してください。

すでに1万人以上の方から返還の希望のご連絡をいただいています。

返還についての連絡先は、持続化給付金コールセンター (0120-279-292) です。

法律事務所等が給付金の返還を受け付けることはありません。